**小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務仕様書**

**１　業務名**

　　小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務

**２　業務の目的**

本市は、令和３年５月２８日、２０５０年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、更なる取組を推進していくことを表明した。

本業務は、本市における地域の脱炭素化に向けて、地域資源を活用した地域経済循環やエネルギーの地産地消など、自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や政策・施策の構想等を検討し、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

**３　履行期間**

契約締結の日から令和５年２月１４日（火）まで

**４　業務内容**

（１）　地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集・現状分析

ア　脱炭素社会の実現に向けて地域の自然的・経済的・社会的な特性や課題を把握する。

イ　再生可能エネルギーの導入状況について整理する。

ウ　温室効果ガス排出量について調査・分析を行う。

（２）　地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること。）

・　中間地点の設定、部門ごとの推計、「ＢＡＵシナリオ」及び「脱炭素シナリオ」での推計、対策効果の組み込みなど、説得力のある推計を行う。

（３）　地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

ア　各再生可能エネルギーについて、最新技術動向、利用特性、各種条件別の事業性評価、地域内での利用可能量等の整理・分析を行い、図表を用いて分かりやすく整理する。

イ　地域における各再生可能エネルギー利用の可能性の検討を踏まえ、地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオを検討し、分かりやすく図表を用いる。なお、再生可能エネルギーの導入が地域の様々な課題解決に資することを具体的に示す。

（４）　地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成

ア　温室効果ガス削減目標に対して、省エネ等による削減量について評価し、それを踏まえ再生可能エネルギーによる削減目標を設定する。

イ　地域における再エネの更なる導入可能性、将来のエネルギー消費量、他行政区との連携の観点を踏まえた上で、地域特性を適切に考慮しつつ意欲的な再エネ種別の導入量を検討・評価する。

（５）　（３）及び（４）を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

ア　地域の自然的・経済的・社会的な特性や課題を踏まえて、必要となる政策の方向性や具体的施策を整理する。

イ　２０５０年までにカーボンニュートラルの実現を目指した地方公共団体実行計画（区域施策編）の素案を策定する。

（６）　（１）から（５）までの事業の実施に当たり、地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催

・　市が開催する会議等に出席し、会議に必要な資料作成支援、会議における技術的助言等を行うとともに、会議後に議事概要を作成する。議事概要は、後日、速やかに市へ提出する。

（７）　報告書の取りまとめ

・　報告書の取りまとめに当たっては、図表やイラストを効果的に用いるとともに、理解しやすいデザインになるよう配慮すること。

**５　成果品**

（１）業務報告書　　　　　　　　　　　３部

（２）業務報告書（概要版）　　　　　　３部

（３）その他関連資料　　　　　　　　　３部

（４）上記電子データ（ＣＤ－Ｒ等）　　一式

　　・　上記の各成果品については、図表やイラスト等を効果的に用いて、市民や事業者にとって理解しやすいものとなるよう工夫すること。

**６　その他**

（１）　本業務の委託料に含まれるものは、令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規定（令和４ 年４ 月２７ 日 地循社協第０４０４２７４ 号）に定める補助対象経費とする。

（２）　業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は市と常に密に連絡を取り、　　　　相互に理解し作業を進めること。

（３）　受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然　　　　と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。

（４）　本業務実施に当たり必要な事項については、市と協議すること。

（５）　守秘義務及び個人情報の取扱い

ア　受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、業務終了後も同様とする。

イ　受託者は、小樽市個人情報保護条例その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。

（６）　本業務の成果物に係る権利は、全て市に帰属する。

（７）　受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。